

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談	今月は中止します		人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 FAX(36)5553
司法書士相談			
行政相談	電話での相談のみ随時受け付けます		人権・市民生活課 TEL(36)5881・FAX(36)5553
人権相談			
職業相談	12日(火) 午前9時30分～11時30分	八幡子どもセンター	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	12日(火) 午後1時30分～3時30分	八幡東子どもセンター	
	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ハローワークプラザ近江八幡	ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談)	22日(金) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談	5月11日(月) 午前9時～午後8時	安土町商工会	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	6月8日(月) 午前9時～午後8時	近江八幡商工会議所	近江八幡商工会議所 TEL(33)4141 安土町商工会 TEL(46)2389
農業相談	6月1日(月) 午前9時30分～11時30分	総合支所消防司令室	農業委員会 TEL(36)5520
男性介護者のつどい	今月は中止します		長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談 (市内在住の幼児・小・中学生とその保護者対象)	月～金曜 午前9時～午後4時30分	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
保育人材バンク 『出張就職相談』	5月15日(金)・6月19日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
一日年金相談所	6月4日(木) 午前10時～午後4時 ※既に予約済みの人のみ	ひまわり館2階 研修室3	草津年金事務所お客様相談室 TEL077(567)1311
心配ごと相談	月～金曜(祝日を除く)の偶数日 午後1時～4時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜(祝日を除く)午前8時30分～午後5時		
退職男性のための 地域活動相談	11日(月)、25日(月) 午後1時～3時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時		
保護司相談	26日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター TEL(46)3141(内線345)
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	22日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫八幡西出張所	県行政書士会湖東支部(野澤事務所) TEL(33)3711・FAX077(502)2197
税務相談	5月14日(木)・6月4日(木)午前10時～午後4時	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
無料健康相談	8日(金)・14日(木)・20日(水)・26日(火) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725

毎月1日は人権を考える日 ◆ポスター・絵手紙部門

「近江八幡市人権啓発カレンダー2020」から作品を紹介します。



八幡西中学校 安藤 俊輔さん



八幡西中学校 大橋 優吏さん



安土小学校 寺田 大和さん



近江八幡市消費生活センター発

5月は消費者月間です。今年のテーマは

豊かな未来へ ～「もったいない」から始めよう!～

食べられるのに捨てられる食品、いわゆる「食品ロス」が日本では年間600万トン以上発生しています。国民1人あたりに換算すると、毎日お茶碗1杯分の食品を捨てていることになるのです。日々多くの食料を無駄に廃棄している一方で、およそ世界の7人に1人が貧困で食料に困っているといわれています。

国内の食品ロスの約半分は家庭から発生しています。一人ひとりが「もったいない」という考えのもと、できることから実践していくことが大切です。例えば、買い物前に食材を確認する、必要な量だけ買う、食材を適切に保存する、食材を上手に使い切る、食べきれない量を作るなど、できそうなことから取り組みましょう。

しかし、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、不安をあおるうわさが流れ、食品や生活必需品の買い占めが起こっています。過剰な購買行動は、本来必要な人に届かないばかりか、後に消費されないまま大量の廃棄を引き起こすおそれがあります。私たち消費者は、正しい情報を見極め、デマに惑わされず、冷静な対応が必要です。

消費者である私たちの行動が社会に与える影響は大きく、将来の豊かな未来づくりにつながります。この機会に、一人ひとりの消費行動を考えてみませんか？



消費者トラブルで困ったらご相談ください!

近江八幡市消費生活センター(人権・市民生活課内)

TEL(36)5566・FAX(36)5553 消費者ホットライン

いやや

188



トクある防災

Vol.2 家の中の地震対策



今すぐできる!家の中の地震対策

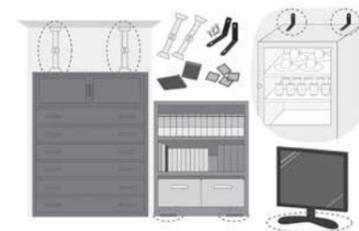
家の中では家具や家電の転倒・家電などの落下が一番危険です。阪神・淡路大震災のデータでは、負傷者の約5割は「家具の転倒、落下」、「ガラスの飛散」は約3割で、約8割の人が家具やガラス飛散が原因でケガをしています。万が一に備えて、早速防災対策をしましょう。

問 近江八幡市消防団 OFL 分団(危機管理課内)

TEL(33)4192・FAX(33)4193

家具の転倒を防ぐには

家具転倒防止器具は、L型金具、ポール式器具(つっぱり棒)、滑り止めマットなどがあります。



段ボールなど身近なもので固定できます

器具を使った固定がすぐできない場合は、身近にある段ボールや滑り止めシートなどを使って家具を固定。家具が回転したり動いたりして倒れないよう、家具と天井のすき間を埋めるのも家具転倒防止には有効です。

天井との隙間を埋めよう

天井と段ボールの隙間は2センチ以内に。



滑り止めシートを敷く

地震の揺れで家具が滑らないようにする。



箱と家具の間に粘着マットなどはさみ一体化する。

